

中野区教育委員会会議録 平成20年第22回定例会

○開会日 平成20年12月12日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時16分

○出席委員(5名)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 中野区教育委員会委員長     | 高 木 明 郎 |
| 中野区教育委員会委員長職務代理 | 大 島 やよい |
| 中野区教育委員会委員      | 飛鳥馬 健 次 |
| 中野区教育委員会委員      | 山 田 正 興 |
| 中野区教育委員会教育長     | 菅 野 泰 一 |

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(6名)

|            |              |
|------------|--------------|
| 教育委員会事務局次長 | 竹 内 沖 司      |
| 教育経営担当課長   | 小谷松 弘 市      |
| 学校再編担当課長   | 青 山 敬一郎      |
| 学校教育担当課長   | 寺 嶋 誠一郎      |
| 指導室長       | 入 野 貴美子      |
| 生涯学習担当参事   | 村 木 誠        |
| 中央図書館長     | 倉 光 美穂子 (欠席) |

○書記

|        |         |
|--------|---------|
| 教育経営分野 | 松 島 和 宏 |
| 教育経営分野 | 吉 田 真 美 |

○会議録署名委員

|     |         |
|-----|---------|
| 委員長 | 高 木 明 郎 |
| 委 員 | 飛鳥馬 健 次 |

○傍聴者数 7人

〔議決案件〕

日程第1 第64号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第65号議案 中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第66号議案 中野区立幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 12/ 5 塔山小学校研究発表会について
- ・ 12/ 5 日本学校保健会「学校保健法の改正」について
- ・ 12/6～7 性感染症学会について
- ・ 12/ 7 小学校PTA連合会ママさんバレーボール大会について
- ・ 12/ 9 区長と教育委員の懇談会について
- ・ 12/11 ことぶき大学・大学院閉講式について
- ・ 中野区議会第4回定例会について
- ・ 文教委員会（視察）について

(2) 事務局報告事項

- ①教科用図書選定調査委員会の設置について（指導室長）

〔協議事項〕

- ①平成21年度中野区立学校教育の指導目標(案)について

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第22回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<議決案件>

高木委員長

それでは、初めに、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第64号議案から第66号議案までの計3件を一括して上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第64号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第65号議案「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」及び第66号議案「中野区立幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

各議案とも、提案理由といたしましては、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正等に伴いまして、関係規定を整備する必要があることから、その改正をお願いするものでございます。

それでは、資料といたしまして、新旧対照表がございますので、そちらに基づきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、給与に関する条例施行規則の一部改正のところでございます。表の左側が「改正案」、中ほどが「現行」の条文、そして右側に「改正の趣旨」というふうに記載してございます。今回のこの規則でございますが、第13条第2項の第1号を改正いたします。こちらの条文にございまして、現行のところの「あらかじめ定められた正規の勤務時間が40時間に満たない場合における40時間から当該あらかじめ定められた正規の勤務時間を減じて得た時間」の「40時間」を「38時間45分」というふうに変更いたします。

「改正の趣旨」のところをごらんいただきたいと思いますが、今回、この給与条例の改正がありまして、常勤職員の1週間の勤務時間が週40時間から1日当たり15分、1週間で1時間15分減少してございます。したがって、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となりました。これに伴いまして、「短時間勤務職員の超過勤務手当の支給額が100分の125の割増でなく、100分の100である超過勤務時間を計算するための1週間の正規の勤務時間と超過勤務時間を合計した勤務時間を、40時間から38時間45分に変更する」と。

ちょっとわかりにくいのですが、短時間勤務職員、これは1週間当たりの勤務時間が現行は16時間以上32時間以内というふうに定められてございます。例えば、ある職員が1週間30時間の勤務時間があるとした場合、その職員が1週間に15時間の超過勤務を行ったといたします。そういたしますと、常勤職員の1週間の勤務時間である40時間までは、つまり15時間のうち10時間までは超過勤務の割増がない100分の100という形で計算いたします。そして、それをオーバーした分、つまり5時間分については100分の125ということで通常の超過勤務を行ったときにつけられる25%の割増をいただく。そういう規定でございます。それが常勤職員の場合、1週間の勤務時間が40時間から38時間45分になりましたので、そこまでの時間の場合については100分の100。今の例でいいますと、例えば15時間超過勤務をしたということになりますと、30時間ですから、8時間45分

までは100分の100で割増なしだよと。それを越えた5時間プラス1時間15分の分については100分の125、そういう規定に改めるといふものでございます。

次に、地域手当に関する規則の一部改正のところでございます。ここにつきましては、この規則の第2条、現行は「地域手当の支給額は、職員が受けるべき給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の14.5を乗じて得た額とする」といふものを「100分の16」にするということです。これにつきましては、これまでもご説明申し上げてまいりましたが、地域手当を平成22年度までに18%にするということで一定の方針が示されてございまして、その間、段階的にこの18%に徐々に近づけるといふことで、今回、今年度人事院勧告では現行の14.5%を1.5%プラスして16%にするというふうになってございまして、条例もそのように改正されてございますので、それに合わせ、この地域手当に関する規則の中に規定してございます数字も改めるといふものでございます。

次に、裏面のほうにまいります。こちらは、退職者給与支給に関する規則でございますが、今回改正いたしますのはその第2条でございます。「職員が地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職期間のうち、退職された日から2年に限り、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80に相当する額を支給する」とあります。ここで地方公務員法第28条第2項第1号というものは、右側の「改正の趣旨」にもございまして、いわゆる病気退職、心身の故障等があった場合の病気退職でございますが、それになった場合、現在は2年間は100分の80で給料等が支給される。その期間を1年に短縮するといふものでございます。これにつきましては、人事院勧告の中にはございませんでしたが、既に国や東京都におきましてはこういった趣旨で改正が行われてございまして、国、あるいは他の地方公共団体との均衡を図るといふことから、今回改正をするといふものでございます。

附則のところをごらんいただきたいと思います。附則の2でございます。これにつきましては4月1日から施行することとなっておりますが、それ以前に、この退職の処分を受けた職員に対しては、現行の2年間というものを適用し、4月1日以降にこれが適用になった職員から1年間という期間が適用されるというのを附則で定めてございます。

それから、3件通しまして、この規則の施行でございますが、地域手当に関する部分につきましては1月1日から、それ以外のものにつきましては4月1日からの施行となっております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

今、最後の説明の病気退職の期間のことですが、2年から1年になったということですが、けれども、最近の様子がちよっとわからないのですけれども、昔の古いのですと、例えば

結核等だと3年ぐらいあったと思うのですね。それが2年になり、1年になってきたのかというふうに思うのですが、お聞きしたいのは、2年から1年になった根拠みたいなものが何かありますかということが1点。

それから、昔は病気の種類が何かあったと思うのですけれども、それは今は関係ないのでしょうか。

教育経営担当課長

根拠といいますか、これは一つは、給与の支給につきましては、ノー・ワーク・ノー・ペイの原則というものがございます。それと、あと、病気休職。病気なりけがをして勤務をすることができなくなった職員がいるとした場合。ただ、休職中も生活補償、それから療養といったような部分がございます。したがって、ある程度の生活補償といいますか、療養補償というのが必要になってまいります。そういう意味での、ノー・ワーク・ノー・ペイの原則と、そういった生活療養補償という均衡を図るという意味があるかと思えます。そのために、一定の期間、全額ではございませんが、100分の80という形で、その部分、給料等の補償をするということになってございます。

ただ、今、委員のほうからお話ございましたとおり、確かにかつては結核とかいろいろな形がございました。その内容も時代とともに変遷してございまして、最近一番多いのはやはりメンタル系かと思えます。一つは、そういった病気等々の中身が変わってきたということもございまして、ノー・ワーク・ノー・ペイの原則との均衡というようなことから、最近はこの期間を短くするというような方向で、これにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、東京都、国のほうでも既に改正が行われてございまして、全国的にもこういった形での改正が進んでございます。それに合わせる形で特別区全体といたしましても、この期間を2年から1年というふうな形に変えてきたというような傾向がございまして。

そういったものを踏まえて、今回、この規則の改正という形をお願いしているというものでございます。

大島委員

その点で。これについての職員の方との協議、話し合いとかというようなことはあったのでしょうか。特にないのでしょうか。

教育経営担当課長

職員の勤務条件に関するものでございますので、基本的には、人事委員会の勧告を受けて当局と組合のほうとの協議で、その協議に基づきまして妥結した内容で今回条例改正及びそれに伴っての必要な規則の改正という形で進んできてございます。

大島委員

ということは、特に組合のほうからの反対とか抵抗とかいうことはなかったということでしょうか。

教育経営担当課長

特にそのような形のものはないと思います。

山田委員

一つ教えていただきたいのですが、時間外、超過勤務手当を計算する上での1週間の勤務時間というのは、その年、年によって変わってくるのではないかなと思うのですね。要するに、年の労働時間というものが祝日法の改正などによって、もしくは今年度のように年末年始の休みがかなり多くなるということだと、1年間の労働時間が年間を通じてはかなり変わってくるように思うのですが、それを割り戻して1週間の勤務時間というのは制定されているのでしょうか。

教育経営担当課長

基本的には、例えば超過勤務などの時間のときには、計算の方法がありまして、1年間に戻して、それをまた再度やっていくというような方法がございますけれども、勤務時間数そのものにつきましては、条例、あるいは規則で1週間当たりの時間ということで、40時間、今回は38時間45分というような形で明確に規定しております。

山田委員

労務管理士の話聞いたところによると、年の労働時間で決めるべきではないかというご意見があったものですから、一応確認させていただいたのですが、

高木委員長

私から1点。

66号議案の改正案の附則のところ「休職の処分を受けた」という表現になっているのですが、多分、行政用語で「処分」なのでしょうけれども、これは多分、「休職の申し出があって許可された」という理解でよろしいのですよね。

教育経営担当課長

基本的には、これは分限処分ということになりまして、本人の意に反するといいますか、要するに一方的な形で行うということになります。したがって、表現としては確かに「処分」ということになってございますけれども、行政が行う決定といいますか、そういう意味のものでございます。

飛鳥馬委員

よろしいですか。ちょっと細かいことで申しわけないけれども。

細切れに病休をとる。何か月単位で1年続かない場合。合計して1年になるとか。その辺のところはどうなっていますか。

教育経営担当課長

それは非常に難しい問題で、必ずしも一律に判定できない部分があるということがございます。要するに、同一の理由で、継続して、物によっては途中で中断するといったようなケースがございます。その場合につきましては、一義的に適用するというようなことで

はなくて、個々具体的なケースに対応するような形で行われているという現状でございます。したがって、一義的に内容について判断するというのは難しいケースもあるかというふうに思います。

大島委員

ちょっと確認というか、教えてほしいのですけれども。

この地域手当なのですけれども、14.5%を16%に変更するという割合のことなのですが、私の記憶では、全体として受け取る給料の金額は変わらなくて、ただ、地域手当とほかのものの配分が変わるといふように前に伺ったような気がするのですけれども、それでいいのか。その辺をご説明お願いします。

教育経営担当課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。この新旧対照表の「改正の趣旨」のところにも括弧書きで「給与を同額程度引き下げる」とございます。今回の人事院勧告につきましては、総額としてはプラスマイナスございません。今回、地域手当を1.5%引き上げて16%にいたしますが、その分、給与本体のほうにつきましては同率引き下げてございます。したがって、給与と地域手当の合算額、合計額につきましては同じということで、今回、総額としては変更はございません。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のため申し上げます。

上程中の第64号議案から第66号議案までの計3件の議案は、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の規定により、特別区人事委員会の承認または同意を得ることとなっておりますが、平成20年12月9日付で特別区人事委員会の承認または同意が得られていることを報告いたします。

それでは、挙手の方法により3件一括して採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第64号議案から第66号議案までの計3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査を終了いたします。

<報告事項>

高木委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

初めに、委員長、委員、教育長報告です。

まずは私から。

12月9日、区長と教育委員との意見交換会を行いました。教育委員5人出席しまして、学力向上、それから特別支援教育の関係、新学習指導要領、それから教育相談員等々について2時間ほど意見交換をしました。

私からは以上でございます。

大島委員

12月5日に中野区の「特色ある学校づくり重点校」の研究発表会の一環でございます塔山小学校の研究発表会に行っていました。主に「言葉の力と教師の力」というテーマでございます、国語科、社会科、理科という各科目について、「言葉の力というものを授業の展開の中で及ぼしていこう」というようなテーマのもとずっと研究をされてきた先生方の研究発表がございました。その後で、講師としてお招きしました筑波大学附属小学校の先生方の講評と講演がございました。国語、社会、理科、各お1人の先生方がいらしてくださって、たまたま私は国語科の白石先生のお話を伺ったのですけれども、大変に興味深いお話でした。

国語の授業というのと、とかく「主人公はこのときどんな気持ちでした？」と、感情とか情緒的な面を追っていくような授業が多いのだけれども、それではだめで、国語といえども、もっと論理といいますか、論理の展開というのを理論的に追っていくような授業をしなければいけないのだというようなお話。そんな簡単にまとめてしまうのは大変申しわけない、すごく深いお話で、黒板にいろいろ書きながら、先生の理論を展開してくださったのですけれども、全体の時間も少なかったんで、先生も多分十分にお話しになれなかったと思うし、聞くほうも理解がまだ十分ではなかったんで、もうちょっと丁寧に伺ってみたいなというふうに思いました。大変に興味深い研究発表に行かせていただいて、とても勉強になりました。

それから、9日は、今、高木委員がおっしゃられた区長との懇談会に私も出席しました。中身はちょっと割愛させていただきます。

それから、昨日11日に、なかのZEROの小ホールのほうでことぶき大学と大学院のことしの閉講式というのがございまして、ごあいさつをさせていただきに行っていました。ことぶき大学というのは、60歳以上の方が学ばれるものなのですけれども、大学のほうがA・B・Cコース各1年、ですから、3年間やりますと3年、その後でまた大学院というのが1年ありますので、全部学びますと4年間というコースになっております。中身は、いろいろバラエティに富んでいまして、各界の先生をいろいろお招きして講義を受けたり、自分たちで自主的な活動をしたりなのですが、中野についての勉強、それから経済についてとか、日本の社会保障についてとか、環境問題だとか、さまざまなテーマでの



勉強があるようです。それで、各コース 100 名とか 110 名ぐらいいらして、大学院の方は 80 名ぐらいなのですけれども、総勢 450 名ぐらいの方が今度修了なさったということでした。皆さんホールいっぱいにおいでいただいでいて、大学のほうを 3 年間 1 回も休まなかったという方が 10 名いらして、教育長からも皆勤賞の表彰をされたりしたのです。そんなことで、すごいパワーで、高齢といっても非常に若々しくて、そのパワーで社会をもっと活性化できるのではないかなと期待させるようなことでもございました。在校生の送る言葉とか、修了された方のお礼の言葉とかあったのですけれども、皆さんまだやり足りないとか、この集まったパワーをここで終わりにしないでこれからいろいろな活動につなげていきたいし、自分たちの横の連絡ももっと密にして、何期の会なんていうのをつくりたいとか、すごく元気なお話があって、こちらもパワーをいただいたようなことでもございました。

私からは以上です。

山田委員

12 月 5 日の金曜日、教育委員会が終わった後で、私が所属しています日本学校保健会の会議がありまして、出席をしました。先ほど示されました学校保健法の改正で、学校保健安全法というのに変わっているのですけれども、その細かな政省令がまだ出てきていないのです。その中で、学校保健の分野では、養護教諭の方たちの職責がかなり明らかにされてきたことと、養護教諭が中心となって地域の医療機関等との連携のもとで健康教育を進めていくというようなことが総論で書かれているのですけれども、今後どうなっていくのかなというところ。

安全法に変わったところで大きなところは、学校の安全について、校長のリーダーシップのもとで警察などと連携をとっていくというのが総論で書かれているのですけれども、今後、その辺の政省令がどのように変わっていくか、これが来年度の大きなテーマではないかということが話し合われました。

翌日 12 月 6 日、7 日と性感染症学会が東京で行われましたので、それに出席をしてきました。その中で「思春期の性感染症及び特殊性と子どもの自立・人権」というようなシンポジウムがあったのですけれども、今、日本小児科医会のほうでは、責任を伴わない性交渉は原則として認められるべきではないことを前提として、しかしながら、若年妊娠とか、性感染症の低年齢化というようなことを踏まえ、子どもの権利を守る立場から社会が対応すべきではないかということのシンポジウムでした。

慶應大学の先生から、「10 代、要するに思春期というものはどうしてもハイリスク的な行動をとることはある程度やむを得ない。皆さんが通ってきた道ではないか。例えばたばこの問題とか、アルコールの問題とか、その中に性交渉ということも出てくるのではないか」という話ですね。それをなかなか防げないであろうと。でも、それに対してどのように抑制をかけていくのかというのが一番大事なのではないかと。それに対しては、例えば

私たち大人が子どもとコミュニケーションをよくとる。その中で信頼に足る存在であるとか、信頼できる人であるということが明らかになることで心を開くことができるだろうとか、子どもとの話し合いの場を多く持たなければいけない。例えば今回の大麻の問題などについても、「お父さんは大麻についてはこのように考えるよ」とかいうことをしっかりメッセージで出すことで抑制できるのではないかなというようにことを提言されておりまして、なかなか活発な議論が行われました。

また、弁護士の方からは、「医療における子どもの自己決定権」。私たち医療現場でも、お子さんが1人で診療に来たときに診ていいのかどうかというのがあるんですね。この決定権というのは、どの時点でということがあると思うのですけれども、これは非常に難しい。例えば診療行為とか診療の契約はどちらかという取引行為だろうということです。治療に入ると、今度は事実行為なので、これに対しては同意を求めなければいけないけれども、だれに同意を求めるとか、親権はどうなってくるのかということになるのです。いろいろな法律のことからいくと、原則として15歳以上であればその判断力を有してもいいのではないかなということが言われました。例えば、臓器移植なども15歳以上は決定権を持っているとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、おおむね15歳以上であればということでもあります。そんなことで非常に勉強になった会に出てまいりました。

12月9日は、各委員からご報告がありましたように、区長さんに対して、教育の課題について2時間いただきましてお話をさせていただきました。特に学力の向上について、それから新学習指導要領の対策とか、特別支援教育についていろいろとお話をさせていただきました。

私からは以上です。

飛鳥馬委員

私も、9日、区長との意見交換会で、今回、学力の問題についてかなり細かい話ができただのがよかったのかなというふうに思っています。

以上です。

教育長

まず、区議会の関係でご報告させていただきます。区議会ですけれども、12月5日、文教委員会の3日目が開かれまして、施設のほうに視察に行くということで視察に行っていました。

一つ目が北原小学校です。これは、来年度芝生化を検討しておりますので、どのような状況だろうということで見に行きました。それから、屋上の緑化などもちょっと検討しておりますので、屋上も見たということでございます。

二つ目が丸山小学校でございます。丸山小学校につきましては、体育館の改築を今予定しておりまして、今の体育館の状況とか、改築した場合どうなるかというようなことについて見に行ったということでもあります。

それから、三つ目の施設が、南台のほうにあります私立みやしろ幼稚園。これは、屋上を芝生化したということで、ちょっと見てみたいということで見に行ったのですが、そんな広くございませんでした。二百数十平米ですか、200平米から250平米ぐらい。屋上を全面芝生化しておりまして、結構密に芝が生えておりまして、子どもたちが遊ぶのに非常にいいということでありました。ただ、冬芝は植えかえたりはしないので、夏芝ですので、今の時期は黄色くはなっていましたけれども、遊ぶにはちょうどいいかなというように感じてございました。

それから、10日ですけれども、本会議が開かれました。本会議におきましては、議案の審査が行われまして、私どもに関係します補正予算、これは校内LANの繰越明許というようなことで出させていたでいていましたけれども、補正予算と、幼稚園の教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正条例、それから給与に関する条例の一部を改正する条例について可決されました。

12月7日ですけれども、小学校PTA連合会ママさんバレーボール大会に出席し、ごあいさつをさせていただきました。小P連では、毎年この時期に、ママさんバレー、パパさんバレー、それから卓球大会と、結構いっぱいプログラムを組んでおりまして、ママさんバレーも、小学校は数が多いものですから、参加者も多く、体育館いっぱい集まっていたでいて非常に盛況でございました。

それから、昨日、ことぶき大学の閉講式ということで、私も出席させていただきました。式の模様は、先ほど大島委員からお話しされたとおりでございますけれども、その後、第2部としてオルゴールコンサートというのがありました。私も時間が余りなかったので1曲ぐらいしか聞けなかったのですが、聞いてまいりました。やられた方は指物師なのだそうです。オルゴールというのは、おもちゃのような形で、そんなに音のレベルが高くないということが言われていますが、この方は、指物と言いまして、つまり、くぎとかのりとか接着剤とかを使わないで木を細工する方なのですけれども、その指物による箱の中にオルゴールを入れて、そして共鳴させるということで、非常に音がよくなるのだそうです。きのうのオルゴールコンサートで、なかのZEROの小ホールのほうですけれども、マイクも使わずにやるのですが、非常に大きな音で大変きれいな音楽でございました。この方は「どこでもただで行きますよ」とおっしゃっていました。学校などでも子どもたちに聞かせるといいのではないかなと思いました。

私からは以上でございます。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、何かご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

さっきの話と直接の関係ではないかもしれませんが、山田委員に聞きたいの

ですが。

小・中学生、要するに子どもたちの医療費を無料化しようというのが多くなっているのですけれども、今、国会で決まったのでしょうか、保険証をなくしてしまっていないという場合、仮に保険証を発行して、それで受診できるようにしようというふうになってきていると思うのですけれども、今までの経験から、幼児も含めて、そういう保険証がないようなお子さんがいらっしゃるかどうか、そういう話題になっているかどうかは1点。

それから、外国籍のお子さんのそういう無料化の関係、保険証の関係で心配なこととか何かありますか。ちょっとお聞きしたいなと思います。

山田委員

私の知る限りでは、新聞に報道されました保険証の交付ということは、その前提は、国民健康保険の健康保険料を滞納したご家庭がありますね。その方に対しては、一応、10割の保険証を出しています。ということは、医療費が全額かかりますよということと一緒になのです。要は、持っているのと持っていないのとそれほど差はないということになりますけれども、そういうことを国は定めています。要するに、健康保険料を滞納している方については、保険証は出しますけれども、10割負担の保険証を出しますということですから、実質には普通にかかるのと変わらないことですね。すべて10割かかってしまう。普通、保険証を提示すれば3割ですけれども、10割になってしまう。国が調べると、その子どもたちが3万5,000人前後いるので、この中学校以下の子どもたちについては特別に3割負担の保険証を交付するということがこの間提示されたのだと思います。

これは、中野区でも同じように、保険料を滞納してしまっている方、幾ら督促を出しても、面会しても払ってくれない方がたしか何百人かいたと思います。あとは、ごく一部だけ払っている方たちは、「短期医療証」と言いまして、3カ月間については3割を認めますというような医療保険証を出している経過がございます。医療機関では、診療のときには一応保険証を提示していただいて、それを確認する義務がありますので、それで確認するわけですね。ということは、逆に言いますと、そういった方たちが非常に健康状態が悪くても、ハードルが高くてかかれなかったという事実はあると思うので、その辺に対して国は一応該当する子どもたちに対しては保険証を交付したという事実がこの間報道されたというふうに私は理解しております。

飛鳥馬委員

10割負担ということは、なくても同じですということですか。

山田委員

そうですね。

教育長

細かいところを聞かれるとわからないところがあるので申しわけないのですけれども。

資格者証と申しまして、今言ったように、滞納されている世帯で、しかも短期保険証を

出してもまだ滞納されている方について資格者証を交付するのですけれども、それを持って行って医療機関にかかっても、おっしゃるように、10割、自分で医療費を払う。ただし、それを国保のほうの窓口を持ってきていただきますと、それを払い戻しするという制度です。

高木委員長

あと、外国人の方でも、国民健康保険に入っていれば、それは日本人と同じです。私どもも留学生がいますけれども、必ず入学の段階で国民健康保険に入るように指導しています。私どもは私学共済ですが、国民健康保険、あるいはそのほかの保険に入っていないと、やはり無保険状態ですので、皆保険というのは、本人が入っているという前提ですね。ですから、外国人の方で、例えば公立の学校にお子さんが通っている方で保険に入っていないというケースはちょっと考えにくいかなと思います。お子さんを学校にやらせない方で、在留資格がしっかりしていない方の場合はそういうことは可能性としてはあるのかなという気はします。

山田委員

あともう1点。

外国の方で持っていない方は今余りいらっしゃいませんね。日本にあと半年なりいるということがわかれば、国保のほうでは保険証をきちんとつくってもらう。ただ、何らかの理由でオーバーステイした方とか、そういった方たちは保険証がない場合もあります。

それで、あれは東京都の事業だと思うのですけれども、外国人の方が未払いだった場合には、医療機関にきちんとお金が支払われるようなシステムがありまして、私たちはその請求をする権利を持っています。ですから、未払いが生じた場合には、そういったことで東京都のほうに請求して、お金をもらえるようなシステムにはなっています。多くの病院などではそういうトラブルが時々あると聞いております。

高木委員長

ほかにありますでしょうか。

ないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

「教科用図書選定調査委員会の設置について」、報告をお願いします。

指導室長

平成22年度から区立中学校で使用します教科用図書の採択を行う時期に入っておりまして、それに伴いまして、教科用図書選定調査委員会の設置に伴います準備等についてきょうはご報告申し上げたいというふうに思います。

選定調査委員会の設置につきましては、資料1にごございます「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」というところで定められておりまして、この第3条に、今回かかわっ

てまいります選定調査委員会のメンバー、委員のことが書いてございます。2項にございますように、学識経験者3人以内、区立学校の校長及び副校長、区立学校の教諭、区立学校に在籍する児童、今回の場合は生徒の保護者の方、公募による区民の方、それぞれ3人以内を選定調査委員会として選任していく過程がございまして、その準備にそろそろ入らせていただくということで今回はご報告させていただきます。

特に区民の公募委員のほうにつきましては、2月20日号の中野の区報等で公募する関係がございまして、今回改めて報告をさせていただいているところでございます。応募者が多数の場合は、4月下旬の教育委員会において候補者の順位づけを行わせていただくという形になってまいります。学識経験者もそろそろ選定の準備に入ろうかと思っております。その他の校長・副校長・教諭、それから在籍生徒の保護者に関しましては、新しい年度になりましてこの委員会の設置期間が5月上旬からでございますので、年度が明けましてから選定に入っていきたいというふうに思っております。

資料2のほうでございます。改めて申すまでもなく、教科書採択の流れが書かれてございます。この選定調査委員会は、今お話ししましたように、任期が5月上旬からでございます。今年度お願いしました小学校の場合は、5月29日に第1回をやるような形になってございます。来年度も中旬以降に1回目を行う形になってくるかというふうに思います。選定調査委員会が1回目にかかれた内容を受けまして、その一番下の調査研究会のほうは5月の中旬ぐらいから教科書にそれぞれ当たって調査を始めるわけでございます。

こちらのほうでございますが、1枚目の5に書かせていただいておりますように、小学校の場合は新たな検定が1社もございませんでしたので、前回の調査研究資料を使わせていただいたということでございます。現在、情報としては、新たな検定を申請するであろう教科書があるようにも聞いてございますので、その申請があり、検定に合格した教科書がありました場合には、その教科・種目に限って改めて調査研究会を設置するということが必要になってくると思いますので、そのときにはまたご報告をさせていただくということでお願いしたいというふうに思います。教科書の展示会が5月の中旬から始まりますので、いよいよそのぐらいから、保護者、区民の方、学校からも意見をいただくというふうな流れで、来年度は22年度からの中学校における教科書の採択に入らせていただきたいというふうに思います。

以上、ご報告申し上げます。

高木委員長

それでは、質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今回調査委員会を設置するというご説明と、それから、この5のところで「新たに検定に合格した教科書があった場合」とかという、これに設置するというのとの関係がちょっとよくわからなかったのですけれども。

指導室長

説明不足で申しわけございませんでした。今回の小学校のときにお話をしましたように、一切、新しい検定を受けていない、受けなかった場合には、現在使っていますものとすべてが同じ教科書になりますので、前回の採択時にすべて区としては内容を調査してございますので、そういう場合においては、この調査研究会はせずに、前回の資料でやるのでございますが、今のところ、今回の中学校に関しましては、部分的に新しく検定を申請するものがあるやに情報を聞いておりますので、そういう場合には、その当該の教科だけは調査研究会を発足させていただきまして、その部分については新たに調査をする必要が出てくるということでございます。

大島委員

そうしますと、2月20日号の区報で公募するということなのですけれども、これは新たに検定を受けるようなものがあるという情報というか、見込みがあるので、それで調査委員会も設置する必要があるという見込みでやるということになりますか。

指導室長

申しわけございません。区報で公募いたしますのは、先ほどの資料2で見ていただきますと、真ん中にあります選定調査委員会のほうのメンバーでございまして、調査研究会のほうはまた別の機構でございまして、その下で、選定調査委員会の意向を受けまして調査を行うだけの委員でございます。ですので、これは各教科の専門性のある学校の校長・副校長・教諭をもって編成をさせていただいているというところでございます。

高木委員長

イメージ的に言いますと、選定調査委員会というのは、教育委員も見ましたけれども、全教科を見ると。その下のほうの調査研究会というのは教科ごとに置くということによろしいのですかね。

指導室長

ことしやっていたいただきましたものが少し簡易の採択になりましたので、ご説明不足で大変申しわけございませんが、今、委員長がおっしゃるとおりに、調査研究会というものについては、基本的には教科ごとに全部の教科書について、出版社全部について一つ一つ観点を持って調査をするだけの委員会でございます。その調査結果を委員の先生方もごらんいただくのですが、その調査結果をもとに、選定調査委員会が学校からの意見や区民の意見、子どもたちの意見をあわせて検討して行って、その結果を教育委員会のほうに報告させていただくという流れになります。

高木委員長

たしか、小学校のときには、一つも新しい検定対応がなかったので、教科書のポテンシャルに対する調査、その調査研究会は前回の資料を使って、ただ、ちゃんと現場の先生方や区民の方の意見をフィードバックして、そこで判定しましょうということでしたよね。今

回も、新しい検定を申請したのがなければ、その教科はそれでいく。ただ、1個でも、1社でも検定を通ったのであれば、もう1回全部並べてやるということでもよろしいのでしょうか。

指導室長

1社でもそういうところがあった場合には確かに調査研究をし直すのですが、すべての教科におけるものが検定がえになるとは限りませんので、その検定がえになった教科書がある教科だけ、もう1回調査がえをしたいと。

高木委員長

数学なら数学で1社でも新しい検定済みがあったら、全部の教科書を並べて、どれがいかという調査研究をもう1回やると。国語はなかったら、国語はやらないというイメージでもよろしいのでしょうか。ちょっとくどいようですが、イメージがちょっとよくわからないので。

指導室長

そうでございます。

高木委員長

はい、わかりました。

指導室長

今年度と来年度はちょっと変則的な採択でございます。今年度と来年度も多少同じことをやっていただくのですけれども、そういうことで条件が違ってくるということで、私のほうのご説明が悪くて申しわけございませんでした。その次の教科書採択からは、新しい学習指導要領にのっとったものになりますので、またちょっと違った流れでもってやっていただく形になるかというふうに思います。

山田委員

1点なのですけれども。

今のご説明ですと、新たに検定に合格した教科書が世に出た場合という条件づけだろうと思うのですけれども、実は今使っている教科書についても、問題点があった場合にはどのような形での選定が必要なのか、ちょっと教えていただけませんか。

指導室長

必ず改正点が。教科書については、図表とか数値だけでも小さい改正はございます。ただ、検定がえというような大きな処置はとっておりません。ですので、そういうものについては情報をこちらもいただいておりますので、そのことで新たに検定をかえるということもございませんし、採択がえをそのことを重点にするということは余り必要ないかなというふうには思っております。ただ、以前ございました。英語だったと思います。本区で使っておりました英語の教科書のように、課題が大きいというものが途中で出た場合については、改めてしっかりと採択をしていただく形になるかというふうに思います。



山田委員

ありがとうございます。特に現場の先生方の声だとか、そういうことで、特に問題があった場合にはもう一度採択をするということが確認できました。ありがとうございました。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

それでは、協議事項に移ります。

<協議事項>

高木委員長

「平成 21 年度中野区立学校教育の指導目標（案）について」、協議を進めます。

説明をお願いします。

指導室長

来年度の中野区立学校におけます学校教育の指導目標について、ご提案申し上げます。今年度、教育ビジョン等の検討、さらに修正等をしているところでございますので、来年度は、指導目標、基本方針については大きくは変えずにまいろうかというふうに思っています。ただ、裏面の対照表を見ていただきますとわかりやすいように、指導目標の中の 1 行目でございますが、現在は「小・中学校及び幼稚園」という表記になってございますけれども、学校教育法等も変わりましたものですから、この順番を変えさせていただくということが 1 点でございます。「幼稚園及び小・中学校」の順番にさせていただくということでございます。

そして、一番最後でございます III の来年度の重点の部分でございます。今年度は、右側でございますように、「一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進し、学ぶ意欲を向上させ、基礎基本の確実な定着を図る」ということと、中野区としては重点を置いております「コミュニケーションの基本となる力の育成に努める」ということ、そして、「体力の向上及び食育の充実に努める」ということがやはり重点だろうということで、3 点を重点として今年度取り組んでまいりました。来年度は移行期に入りますことも含めまして、そして ICT のほうの私どもの大きな導入もございますので、一つとしては、「個に応じたきめ細かな指導や ICT を効果的に活用した授業を推進し、学ぶ意欲を向上させ」。多少この辺が変わっておりますのは、新しい学習指導要領を受けての表記に少し変えさせていただいておりますが、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等を育成する」ということを第 1 の重点。第 2 には、コミュニケーション能力でございますけれども、幼・小・中、小・中、それから、同じ校種間にしましても、そこの連携を推進することによって「発達に応じたコミュニケーション能力を育成する」ということで、表記のような重点を 2 点目とするということでご提案申し上げたいというふうに思います。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

高木委員長

それでは、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

21年度の重点の(1)のほうですけれども、今回、三つを二つに重点を減らしたようなのですが、この(1)の中身を見ますと、ここにいろいろなものを詰め込んでいるように感じました。これは、考えてみると、結構違うものが入っているような感じがするのですね。例えば、「きめ細かな指導」とかが「ICTを効果的に活用した授業」とか、「学ぶ意欲を向上させ」という目標が「基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等を育成」と五つぐらいがごっちゃに合体しているみたいな気がします。もうちょっと整理して、場合によっては二つぐらいに分けるとかというふうにしたほうが。こんなに詰め込ませると一体何が重点なのかちょっとわからなくなってしまっているように私は思えるのです。なので、少なくとも二つぐらいに分けたほうがいいのではないかと思うのです。例えば、基礎的なことの習得というのと、思考力・判断力というのはちょっと応用的なものというイメージがあるので、それもちょっと違うことを言っているような気もするのです。それと、初めのほうの「細かな指導やICTを効果的に活用した授業」というのは、授業についての目標なので、それと後段のほうとはちょっと分けたほうがいいというふうに思うのですが、どんなものでしょうか。

指導室長

私どもが提案の際に考えたということでお話をさせていただきますと、前段部分は大きく、教育をする方法論としては、ことしは「個に応じたきめ細かな指導やICTを効果的に活用した授業」、そして「校種間の連携を推進し」ということが、方法論としても大きな中心の3点だというふうにとらえました。そのことによって何を目的とするか、目標とするかということで、以下の文章をつけさせていただいたわけです。個に応じた指導とICTを活用しまして、子どもたちにどういうふうになるかということ、学ぶ意欲を向上させて、今年度でしたら、その後が「基礎基本の確実な定着を図る」というだけなのでございますけれども、先ほどお話をしましたように、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」で終わらせなかったのは、新しい学習指導要領の中に出てきます、重点であります「思考力・判断力・表現力」も入れてしまったというところで、確かに文章は長くなってしまったなというふうには思っております。

そして、下のほうは、もう一つは、連携を図ることによって、子どもたちに何をさせたいかということ、「発達に応じたコミュニケーション能力を育成する」ということで、方法論と目標とするものということで表現を分けたところがございます。ただ、確かに、これで見ますと、2行にわたっておりますので、相当長いです。

「学ぶ意欲」ということに関しましては、学習の基本であるというのは、中野区教育委員会では、そこがないとなかなか基礎基本の定着にもならないということで、この言葉は

今まで生きてきたところでございますし、目指すところは、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力」と。今までの言い方ですと、「基礎基本である」ということなのですね。ちょっと細かくし過ぎた感はあるかというふうに思います。

飛鳥馬委員

表現の問題で難しいとは思いますが、学校関係とか教育に興味を持っている方はよくわかるのではないかなと思いますけれども、一般の方にはちょっとしつこいかなという気もしないでもない。要するに、欲張っているわけですよ。今までの教育観でいうと、「ゆとり教育」とか、「見えない学力」とか、要するに「判断力・思考力・表現力」でしょう。それをやってきたのですけれども、最近、学力が落ちているから基礎基本をやらなければいけないと。それで、「基礎基本」も入れているので、二つ入れている。私も両方必要だと思うのですけれども、こういうふうに並べられると大変難しいなという気もする。むしろ、(2)番目の「校種間の連携を推進し、発達に応じたコミュニケーション能力」の「コミュニケーション能力」というのも、どういうことを言うのかがわかりにくいところだと思うのです。

「思考力」とか「表現力」というのは「コミュニケーション能力」なのかもしれないと私は思うのです。ただ、そっちに入れてしまうというのができるかどうか。「判断力」というのも入れるかどうか、ちょっと難しいと思うのですけれども、後でよく考えていただいて、(2)番目のほうに、「思考力」「表現力」と「コミュニケーション能力を育成する」みたいにしていくと二つに分かれるのですけれども、分かれる必要があるかどうかわかりませんが、わかりやすくなるのかもしれないのです。両方やるのだなということに分ける。どちらがいいかというのはちょっと言いにくいですが、はっきりしているのは、20年と21年を比べると、「判断力」「思考力」「表現力」が左側に入ってきているという段階ですので、どちらかというのはちょっと言いにくいですが、というふうに単純に思っているだけなのですが。

大島委員

指導目標ということからすると、今おっしゃった、例えば「きめ細かな指導」とか「ICTを効果的に活用した授業」というのは、いわば方法論ですよ。目標というところに、そういう具体的方法論みたいのところまで入れたほうがいいのかという疑問もちょっとあるのです。それは目標を達成するための方法としてこういういろいろな施策があると。でも、目標としては、学ぶ意欲とか、基礎力だとか、つまり後段のほうだけというのがいいのではないかという気もしないでもないのですけれども、どんなものでしょうか。

高木委員長

昨年の指導目標のときにもお話をしたと思うのですが、指導目標というのが、多分、先生向けにこういうふうに指導しましょうよということだと思うのですが、アウトカム、つまり指導してこういうふうに児童・生徒・幼児・園児をしましょうという部分と、こういうふうに指導しましょうという部分が両方入っていて、それがどっちなのか、ちょっとわ

かりにくい部分があるのかなと。例えば基本方針のところ、1の「生命を大切にす教育の推進」で、(1)は「生命の大切さや生きることのすばらしさを認識させ」と使役になっているので、ここは教師が子どもたちをそういうふうにするのだよと。その結果、アウトカムとして、「自他の生命を尊重する態度を育てる」。この一文はすごくわかりやすいのです。でも、次にいってしまうと、「心身の発達や健康の状態を的確に把握し」と。把握するのは、先生が把握するのか、それとも子どもにみずから把握させることを目標にしているのか、主語がないのでわかりにくい。結果として、「心と体の健康づくりに励む態度を育てる」というのはわかるのです。多分、先生も把握して、子どもたちにも把握させることだと思のですが、そこら辺で、基本方針とかはいいのですけれども、重点目標になってしまうと、アウトカムなのか、方法なのかというところが一緒になってしまうとちょっとすっきりしないなというところが、多分、委員のもやもや。言っていることは正しいのですけれども。

特に教育委員会と先生の関係ではこれで多分通じるのだと思うのですけれども、区民の方が見たときにわかるのかなというところが教育委員としてはちょっと心配。例えば「ICT」。文科省は「ICT」と言っていますからわかるのですけれども、「では、ICTって何ですか」というと、「インフォメーション・アンドだったっけかな、コミュニケーションで、テクノロジーだったっけかな」ということなのですね。あるいは「校種間」というのも、我々のイメージですと、異なる学校種なのか、それとも同じ学校間なのかというイメージが出ますけれども、「校種間」といったときに、どっちなのかなというのが若干出てきますので、文言のところでは何かもうちょっと。重点のところだけは、「だけ」というとあれですけれども、言っていることややることはいいと思うのですが、もうちょっとすきつと。ここをこうしたほうがいいというのがちゃんと出るとすごくいいのですけれども。無責任な発言で申しわけないのですが、すきつとしてほしいなというところかなと思います。

大島委員

校種間というのは、幼稚園、小学校、中学校という種類ということでもいいですね。

高木委員長

多分、「異校種間」というのと「同じ学校種の中で」というのと両方あると思うのです。さっきのお話ですと、両方的なイメージなのですが。

指導室長

「校種」というのはそういうことです。幼稚園・小学校・中学校というその校種なのです。学校の種類という意味ですので、そういう言葉を使います。確かに一般的でないかもしれませんが。

高木委員長

例えば、「発達段階に応じた」と「段階」を入れると「初等教育、前期中等教育」と出ますが、「発達に応じた」というと、「個々の発達」ともとれてしまうので、そういった

ところで少し言葉を補うことによってちょっとわかりやすくなるかなとは思っていますが。

委員長としてはまとめないといけないですね。

委員の方に確認しますが、大きな重点目標として、これは違うよというのは多分ないわけですよね。そうでもないですか。

大島委員

私は、中身的に、これは重点にしないほうがいいのか、そういうことを言っているのではないのです。私が感じたのは、要するに表現方法がちょっとわかりにくいということなのです。

高木委員長

山田委員、いかがでしょうか。

山田委員

一つには、やはり方法論が入ってきているのがちょっと混乱しているのかなということですね。例えば(2)番目は、「発達に応じたコミュニケーション能力を育成する」ことが校種間の連携を推進することになるのかもしれないのですけれども、やはりもうちょっと簡潔にしなければわからないかもしれませんね。

今までの20年度の重点と大きな変化があったのは、体力と食育の充実を一応外して、(1)番、(2)番をもう少し細かくしたことだと思うのですけれども。この「ICTを効果的に活用した授業」というのがかなり具体的な方法論になっています。ほかのは、もう少し大きな総論的な話だと思うのですけれども、それだからちょっとはつきりしないのかなというイメージがあるのですね。それを抜いてしまうと、20年度と余り変わらないかなということにはなります。多分、LANのこととかいろいろなことがあったので、これは整備できたので、これを盛り込みたいという指導室の思い入れはよくわかるのですけれども、大島委員がおっしゃるように、三つぐらいに分けたほうがいいですかね。

高木委員長

(1)は二つに分けてしまって、前半だけだと方法論だけなのですが、校内LANが来年度にずれ込みましたけれども、全校配備という状況もあるので、例えば「個に応じたきめ細かな指導やICT、『インフォメーション・アンド・テクノロジー』という注記をつけるかどうかは別として——を効果的に活用した授業を推進し、学ぶ意欲を向上させ、基礎的・基本的な知識の習得と、思考力・判断力・表現力等を育成する」と。表現はまた検討していただいて。あと、「校種間の連携を推進し、発達段階に応じたコミュニケーション能力を育成する」ぐらいの感じでもう1回文言を見る。というところで、飛鳥馬委員、いかがでしょうか。

飛鳥馬委員

いいのではないですか。

山田委員

この「ICTを効果的に活用した授業を推進する」というのは独立させてもいいような気がするのです。「個に応じた指導」と意をちょっと異にするかなという気がするので、(3)番にするか、順番はどうするかわからないですけれども。そのような気がいたします。

高木委員長

逆に、「ICT」をとってしまって、「個に応じたきめ細かな指導により、学ぶ意欲を向上させ」で最初のは残す。それで、「ICT」は、例えば「全校校内LAN配置完了」とかして「ICTを効果的に活用した授業を推進し」と。

大島委員

でも、中野区として、せっかく校内LANとかを整備したと。だから、これを十分活用して、授業の内容もそれに沿っていろいろと変えていくような方法でやりますよという意気込みといいますか、それを見せるということであれば、この「ICTの活用の授業」というのを1本立てにして、一つの目標にしたらいいのではないですか。そこまでの、そんなに強調したくないということであれば、逆にとってしまうということもあるのですけれども。

高木委員長

強調したいのですよね。

指導室長

そういうことかなというふうに判断しておりますので。確かに、今おっしゃいましたように、もう一つの方法としては、その方法だけをはっきりと。来年はこの方法、個に応じた指導に重点を置くよとか、ICTを活用した授業を推進していくよとか、異校種間の連携を推進していくよというふうに書いてしまうと、非常に端的にはなると思います。

進めていく中身については、上でコミュニケーション能力のことも足りないなりには言及していますし、「基礎基本」のことについても基本方針で言及しているのではという考え方も一つはあるかなとは思っております。

高木委員長

教育委員会として望ましい子どもの姿というのはいろいろなところを出していますので、私の考えでは指導目標なので、こういうふうに指導をしてほしい、してくださいというところがメイン。ただ、アウトプットが何もないとおかしいので入っているというイメージですので、やはりシンプルに「こういうふうな教育をやりましょう」みたいなほうがわかりやすいかもしれません。

どうしましょう。小さい修正だったらお任せと思ったのですが、結構注文がついてしまったので、ちょっとお任せというのは厳しいので。日程的には年明けでもこれは大丈夫ですか。

指導室長

要は、各学校がこれをもとに教育課程を編成し始めますので、それについていつも少し

早目にお願いしているところなのですけれども、柱とか内容的に問題がないということであれば、年が明けてからもう一度文言的にはご協議いただいてもというふうには思っておりますが。

高木委員長

では、間に合うようであれば、かなり注文がつかまりましたので、9日に再度ご提示いただければと思います。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆さんに年末年始の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。来週12月19日金曜日は、野方小学校訪問と北部地域の小学校の校長先生との意見交換会のため教育委員会の会議はございません。また、再来週12月26日と来年1月2日は年末年始のため休会とさせていただきます。したがって、次回の教育委員会の会議は1月9日金曜日を予定しております。年明けは1月9日からになります。

これをもちまして、教育委員会第22回定例会を閉じます。

午前11時16分閉会